

嘉麻市立義務教育学校開校準備委員会条例

(設置)

第 1 条 新たに設置する嘉麻市立義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）の開校準備のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、嘉麻市立義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称及び対象区域)

第 2 条 委員会の名称及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	対象区域
碓井中学校区義務教育学校開校準備委員会	碓井中学校区
稲築中学校区義務教育学校開校準備委員会	稲築中学校区
稲築東中学校区義務教育学校開校準備委員会	稲築東中学校区

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、嘉麻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 義務教育学校の名称に関する事項
- (2) 義務教育学校の校章に関する事項
- (3) 義務教育学校の校歌に関する事項
- (4) その他義務教育学校の開校準備に関する事項

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 保護者の代表者 4 人以内
- (3) 嘉麻市立小中学校の代表者 2 人以内
- (4) 公共的団体が推薦する者 3 人以内
- (5) その他教育委員会が必要と認める者 2 人以内

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、第 3 条に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、

委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、委員会の運営に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。